平成２５年（フ）第１６９号
茨城県稲敷市江戸崎甲1329番地１　小河原マンション206
債務者　野口　賢一
１　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
茨城県取手市新取手５丁目８番３号
債務者　大矢　隆子
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
富山県高岡市福岡町福岡新413番地３　西干場団地12号棟44号室、住民票上の住所富山県高岡市中田1222番地　ローレルＮＳ．Ⅱ．101号
債務者　嶋　　佳苗
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２４０号
三重県四日市市坂部が丘４丁目１番地２166
債務者　向井　宗治
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
三重県いなべ市員弁町笠田新田1216番地１
債務者　多湖加代子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
三重県四日市市久保田２丁目15番18号　桜井コーポ１Ｂ、前住所三重県四日市市垂坂町355番地　エスポワール垂坂205
債務者　今泉　愛美（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１２８３号
京都市南区東九条東岩本町18番地２　グランヴィア八条口105号、住民票上の住所京都市左京区松ケ崎正田町21番地
債務者　ランドマークこと　西村　嘉人
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０６号
京都市山科区大宅御所田町48番地３
債務者　石黒　貴代
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４２号
京都市上京区千本通芦山寺上る閻魔前町１番地の10
債務者　國兼　美香
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４５号
京都市伏見区深草相深町２番地４　ゆたかハウス103号
債務者　楢木　文郎
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
京都市東山区福稲下高松町29番地２
債務者　山岡　哲也
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
京都市伏見区深草一ノ坪町41番地　パールハイツイナリ2038
債務者　田中　明子
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地９　桂川ハイツ５号館202号室
債務者　中田　律子
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
鳥取県鳥取市安長447番地　メゾニティヤマモト101号
債務者　垣屋　明美
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７９号
鳥取県鳥取市相生町２丁目426番地　県住２―103
債務者　門口　英俊
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８４号
鳥取県鳥取市行徳３丁目815番地、旧住所鳥取県鳥取市桜谷172番地13
債務者　金谷　茂郁
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
鳥取地方裁判所民事部